

事務連絡
令和6年1月12日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震の被災に伴う
保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その3）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡
令和6年1月12日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震の被災に伴う
保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(その3)

今般、令和6年能登半島地震に関連する診療報酬等の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付いたします。

問1 「令和6年能登半島地震におけるオンライン診療を実施するための研修受講の取扱いについて」（厚生労働省医政局医事課令和6年1月12日事務連絡）において、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙）、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付医政局医事課事務連絡）において、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないとされているところであるが、令和6年能登半島地震に対する非常時の対応として、患者又は医療機関等が被災したことにより通常の診療が困難な場合であって、被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下、同じ。）の医療機関に所属する医師又は被災地に派遣されている医師が速やかにオンライン診療を提供する必要がある場合には、当該研修を受講していない医師であっても、オンライン診療を実施しても差し支えないこととする。」とされているが、この場合に保険診療を実施する際の取扱い如何。

（答）

当面の間、情報通信機器を用いた初診、再診料及び外来診療料を算定できるものとする。また、この場合においては、情報通信機器を用いた診療の届出の手続きは、適切な時期に、当該医師が研修を受講した上で、事後的に行うこととして差し支えない。

ただし、災害救助法の適用となる医療（避難所や救護所等で行われるもの）については、県市町に費用を請求するものであるため、保険診療として取り扱うことはできないことに留意すること。

I. 被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。）

問2 「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和6年1月2日付厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）問20について、DPC調査事務局へのデータの提出期限はどのように考えればよいか。

（答）

令和5年10月～12月診療分までの提出データのDPC調査事務局への提出期限は1月22日（オンラインによる提出においては、翌営業日の12時）であるが、被災地の保険医療機関等において当該期限までに提出が困難な場合は、1月19日までにDPC調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

問3 令和6年能登半島地震に伴い、被災地の保険医療機関において、「外来医療等調査」への適切な参加及び「外来データ提出加算等（※）」に係るデータ提出が困難な場合には、どのように対応すればよいか。

(※) 区分番号「B001-3」生活習慣病管理料注4に規定する外来データ提出加算、区分番号「C002」在宅時医学総合管理料の注13、区分番号「C002-2」施設入居時等医学総合管理料の注7、区分番号「C003」在宅がん医療総合診療料の注7に規定する在宅データ提出加算、区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料の注5、区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料の注7、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料の注7、区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の注7、区分番号「H003」呼吸器リハビリテーション料の注5に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」という。）

(答)

令和5年10月～12月診療分までの提出データの外来医療等調査事務局への提出期限は1月18日（配送による提出においては、1月19日）であるが、被災地の保険医療機関等において当該期限までに提出が困難な場合は、1月17日までに外来医療等調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

II. 被災地以外

問4 「令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和6年1月2日付け厚生労働省保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）問27について、DPC調査事務局へのデータの提出期限日はどのように考えればよいか。

(答)

令和5年10月～12月診療分までの提出データのDPC調査事務局への提出期限は1月22日（オンラインによる提出においては、翌営業日の12時）であるが、当該期限までに提出が困難な場合は、1月19日までにDPC調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

問5 令和6年能登半島地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関、又は、被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「外来医療等調査」への適切な参加及び「外来データ提出加算等」に係るデータ提出が困難な場合には、どのように対応すればよいか。

(答)

令和5年10月～12月診療分までの提出データの外来医療等調査事務局への提出期限は1月18日（配送による提出においては、1月19日）であるが、当該期限までに提出が困難な場合は、1月17日までに外来医療等調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

事務連絡
令和6年1月12日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

令和6年能登半島地震におけるオンライン診療を実施するための研修受講の
取扱いについて

今回の令和6年能登半島地震に関して、オンライン診療を実施するための研修受講に関し、下記のとおりとするので、御了知の上、関係者への周知方お願いします。

記

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙）、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け医政局医事課事務連絡）において、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないとされているところであるが、令和6年能登半島地震に対する非常時の対応として、患者又は医療機関等が被災したことにより通常の診療が困難な場合であって、被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。）の医療機関に所属する医師又は被災地に派遣されている医師が速やかにオンライン診療を提供する必要がある場合には、当該研修を受講していない医師であっても、オンライン診療を実施しても差し支えないこととする。その際、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を確認する等により、当該指針等に沿った診療となるよう留意すること。

なお、上記以外の場合は、従前どおり、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、厚生労働省が定める研修を受講した医師がオンライン診療を実施すること。